altplus

臨時株主総会
招集ご通知

株主総会のご出席又は事前の書面（郵送）若しくは
インターネットにより議決権行使をお願いいたします。

日 時

2026年９月25日（金曜日）
午前10時
(受付開始　午前９時)

場 所

東京都豊島区南池袋二丁目41番19号
アン令和ビル
リロの会議室池袋９階ホール

※会場が前回の定時株主総会と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないようにご注意ください。

■Contents

招集ご通知
株主総会参考書類
- 第１号議案　吸収分割契約承認の件
- 第２号議案　定款一部変更（商号及び事業目的の変更）の件
- 第３号議案　定款一部変更（発行可能株式総数の変更）の件
- 第４号議案　資本金及び資本準備金の額の減少の件

株式会社オルトプラス

証券コード：3672

（証券コード：3672）
（発送日）2026年９月10日
（電子提供措置の開始日2026年９月３日）

株　主　各　位

東京都豊島区東池袋三丁目１番１号
株式会社オルトプラス
代表取締役　　石　井　　武

臨時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下ウェブサイトに「臨時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】
https://www.altplus.co.jp/ir

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記のウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に当社名「オルトプラス」又は「コード」に当社証券コード「3672」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/ PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/ 株主総会資料」欄よりご確認ください。）

　なお、当日ご出席されない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使できますので、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2026年９月24日（木曜日）午後７時までに**議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時　　**2026年９月25日（金曜日）午前10時**

2. 場　　所　　**東京都豊島区南池袋二丁目41番19号**
アン令和ビル
リロの会議室池袋９階ホール
※会場が前回の定時株主総会と異なっておりますので、
末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、
お間違いのないようにご注意ください。

3. 目的事項

決議事項

第１号議案　**吸収分割契約承認の件**
第２号議案　**定款一部変更（商号及び事業目的の変更）の件**
第３号議案　**定款一部変更（発行可能株式総数の変更）の件**
第４号議案　**資本金及び資本準備金の額の減少の件**

以　上

○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
○電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
○本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、本株主総会終了後、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.altplus.co.jp/ir）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の３つの方法により行使いただくことができます。

インターネットで議決権を行使される場合



電子提供措置事項に掲載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 **2026年９月24日（木曜日）午後７時まで**

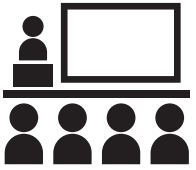
書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 **2026年９月24日（木曜日）午後７時到着まで**

株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 **2026年９月25日（金曜日）午前10時**

※ 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

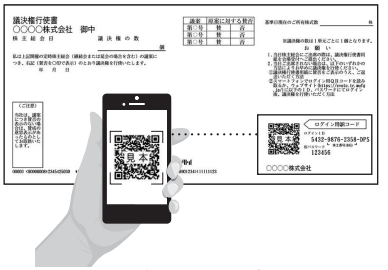
※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

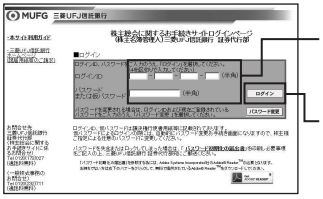


ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://evote.tr.mufg.jp/**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

3 以降は、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120−173−027
（通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時）

株主総会参考書類

第１号議案　　吸収分割契約承認の件

１．吸収分割を行う理由

当社グループの事業ポートフォリオは、従来のエンターテインメント領域に加え、金融事業をはじめとする新たな領域へと多角化が進んでおり、各事業が置かれる市場環境、求められる経営スピード、適用される法規制、並びに人材・評価制度のあり方は、それぞれ大きく異なるものとなっております。しかしながら、現行の単一事業会社体制の下では、全社一律の管理・評価・運用の仕組みのなかで多様な事業を運営しているため、各事業の特性に応じた機動的な意思決定、業績責任の所在の明確化、及び業種業態に最適化された制度設計を十分に行うことが難しく、事業ごとの成長スピードや収益性の改善に制約が生じやすい状況にあります。加えて、継続企業の前提に関する重要な疑義の解消に向けては各事業の早期の黒字化と財務基盤の強化が急務であり、また中長期的な企業価値の向上のためには、M&Aや資本業務提携、新規事業の立ち上げを通じた非連続な成長を迅速かつ円滑に取り込んでいける柔軟な組織基盤の構築が不可欠であると認識しております。こうした認識のもと、当社は、グループ全体の経営戦略の立案・資本配分・ガバナンスを担う持株会社と、各事業の執行に専念する事業会社とを分離する持株会社体制へ移行することとしました。

持株会社体制への移行を実現するため、2026年７月30日に設立した当社100％出資の株式会社オルトプラス分割準備会社（以下「承継会社」といいます。）との間で、2026年10月１日を効力発生日として、当社を吸収分割会社、承継会社を吸収分割承継会社として、当社のエンターテインメント＆ソリューション事業を承継会社に承継させる旨の吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うこととし、2026年７月30日付で吸収分割契約を締結いたしました。

本議案は、本吸収分割に係る吸収分割契約について、ご承認をお願いするものであります。

なお、本吸収分割の効力発生日である2026年10月１日をもって、当社は株式会社オルトプラスホールディングスに、承継会社は株式会社オルトプラスに、それぞれ商号変更することを予定しております。

２．吸収分割契約の内容の概要
　当社が承継会社と締結した吸収分割契約の内容は、以下のとおりであります。

吸収分割契約書（写）
　株式会社オルトプラス（以下「甲」という。）及び株式会社オルトプラス分割準備会社（以下「乙」という。）は、甲がエンターテインメント＆ソリューション事業（以下「本事業」という。）について有する権利義務を、乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（吸収分割）
　甲は、本契約に定めるところに従い、本効力発生日（第５条において定義する。以下同じ。）をもって、会社法が規定する吸収分割の方法により、本事業に関して有する第３条第１項に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第２条（商号及び住所）
　本吸収分割における吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、以下のとおりである。
（１）吸収分割会社（甲）
　　商号：株式会社オルトプラス
　　住所：東京都豊島区東池袋三丁目１番１号
（２）吸収分割承継会社（乙）
　　商号：株式会社オルトプラス分割準備会社
　　住所：東京都豊島区東池袋三丁目１番１号

第３条（承継する権利義務）
１．本吸収分割により乙が甲から承継する資産、債務その他の権利義務（以下「本権利義務」という。）は、本効力発生日において甲が本事業に関して有する資産及び権利、本事業に関して負担する債務及び義務、並びに本事業に関して有する契約上の地位（詳細は別紙の承継権利義務等明細書に定める）とする。
２．前項の規定により乙が甲から承継する債務については、重畳的債務引受の方法によるものとする。

3．甲及び乙は、本権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために登記、登録、通知、承諾その他の手続を必要とするものについては、本効力発生日後、相互に協力して遅滞なくその手続を行う。

第４条（分割対価）
　乙は、甲に対し、乙が本吸収分割に際して承継する権利義務の対価として金銭等の交付を行わない。

第５条（効力発生日）
　本吸収分割の効力発生日は、2026年10月１日（以下「本効力発生日」という。）とする。但し、甲及び乙は、協議の上、合意により本効力発生日を変更することができる。

第６条（分割承認決議）
１．甲は、本効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する株主総会決議を得る。
２．乙は、会社法第796条第１項の規定に基づき、会社法第795条第１項に定める株主総会の承認を得ることなく本吸収分割を行うものとする。

第７条（本吸収分割の条件の変更及び本契約の解除）
　甲及び乙は、本契約締結後、本効力発生日までの間において、本吸収分割の履行に必要な法令に定める許認可等が得られなかった場合、又は本吸収分割の実行に支障をきたすおそれが生じた場合には、協議の上、本吸収分割の条件を変更し又は解除することができる。

第８条（競業避止義務の免除）
　甲は、乙が承継する本事業に関して、乙に対して一切の競業避止義務を負わないものとする。

第９条（公租公課等の負担）
　乙が本吸収分割により甲から承継する権利義務に関する公租公課及び保険料等は、本効力発生日の前日までは甲が、本効力発生日以後は乙が、それぞれ実日数による日割計算により負担するものとする。

第10条（準拠法及び管轄）
　本契約は、日本法を準拠法とし、本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条（協議）
　本契約に定めるもののほか、本吸収分割に関して必要な事項は、本吸収分割の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上、これを決定する。

以　上

本契約の締結を証するため、本契約書の電磁的記録を作成し、甲及び乙がそれぞれ電子署名を施し、各自当該電磁的記録を保有する。

2026年７月30日

甲：東京都豊島区東池袋三丁目１番１号
　　株式会社オルトプラス
　　代表取締役　石井武

乙：東京都豊島区東池袋三丁目１番１号
　　株式会社オルトプラス分割準備会社
　　代表取締役　石井武

別紙　承継権利義務等明細書

承継権利義務等明細書

本吸収分割により乙が甲から承継する資産、負債、権利義務等は、甲が本効力発生日において本事業に関して有するもののうち、次に掲げるものとする。

1．承継する資産
　① 流動資産
　　本事業に属する流動資産（ただし、以下に掲げるもの及び別途甲乙間で書面により合意したものを除く。）
　　・現金および預金
　　・短期貸付金
　　・未収消費税等
　② 固定資産
　　本事業に属する固定資産（ただし、以下に掲げるもの及び別途甲乙間で書面により合意したものを除く。）
　　・投資有価証券
　　・関係会社株式
2．承継する債務
　① 流動負債
　　本事業に属する流動負債（ただし、以下に掲げるもの及び別途甲乙間で書面により合意したものを除く。）
　　・未払法人税等
　　・未払事業所税等
　② 固定負債
　　本事業に属する固定負債（ただし、以下に掲げるもの及び別途甲乙間で書面により合意したものを除く。）
　　・繰延税金負債

3．承継する契約その他の権利義務（雇用契約を除く。）

本事業に関して甲が締結した契約に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務（但し、以下に掲げる契約に係るものを除く。）

① 法令又は契約上承継できない契約

② グループ会社の経営管理事業に必要な外部委託先との契約

③ 役員等賠償責任保険に関する契約

④ 上記のほか、甲が引き続き保有する必要のある契約

4．承継する雇用契約

本吸収分割の本効力発生日において本事業に属する従業員との間の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務（但し、甲において引き続き保有する必要のある契約を除く。）

以　上

3．会社法施行規則第183条に定める事項の内容の概要

（1）対価の相当性に関する事項

本吸収分割に際して、承継会社から当社に対し、承継対象権利義務に代わる金銭等の交付を行う予定はありません。これは、承継会社が当社の完全子会社であり、承継会社から当社に対して対価を交付する必要性が認められないためであり、本吸収分割による対価を無対価とすることは相当であると判断しております。

また、以上により、本吸収分割に際して承継会社の資本金および資本準備金の額は変動いたしません。

（2）承継会社の成立日における貸借対照表の内容

承継会社は、2026年７月30日に設立された会社であり、最初の事業年度が終了していないため、最終事業年度もありません。同社の成立の日における貸借対照表の内容は、以下のとおりであります。

（単位：千円）

科　目	金　額	科　目	金　額
(資産の部)		(純資産の部)	
流動資産		株主資本	
現金及び預金	30,000	資本金	30,000
資産合計	30,000	純資産合計	30,000

（3）承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はございません。

（4）当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

① 当社は、2025年11月20日開催の当社取締役会において、EVO FUND（以下「EVO FUND」といいます。）を割当予定先とする第三者割当による株式会社オルトプラス第11回新株予約権（以下「第11回新株予約権」といいます。）並びにG Future Fund１号投資事業有限責任組合（以下「Gファンド」といいます。）、石井武氏（以下「石井氏」といいます。）及び岡﨑太輔氏（以下「岡﨑氏」といい、EVO FUND、Gファンド、石井氏及び岡﨑氏とあわせて個別に又は総称して「割当予定先」といいます。）を割当予定先とする第三者割当による株式会社オルトプラス第12回新株予約権（以下、第11回新株予約権とあわせて個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行並びに本新株予約権の買取契約又は総数引受契約を各割当予定先との間でそれぞれ締結することを決議しました。

なお、本件は、2025年12月25日開催の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、本資金調達による大規模な希薄化等の議案が承認されることを条件としておりましたが、本定時株主総会で承認可決されました。

② 当社は、2025年11月20日開催の当社取締役会において、株式会社オカザキホールディングス（以下「オカザキホールディングス」といいます。）と資本業務提携契約を締結し、オカザキホールディングスの株主であり代表取締役でもある岡﨑氏が保有する株式の一部を譲り受けること及び同社が実施する第三者割当増資（以下「本第三者割当増資」といいます。）を引き受ける方法により同社株式を取得することで合意し、払込期日を2026年４月とする本第三者割当増資を通じて、オカザキホールディングスの普通株式1,600株を取得する予定でした。しかしながら、当社の資金調達の状況を踏まえて、本第三者割当増資について、払込みを２回に分けること、具体的には、

(i) 払込期日を2026年４月27日とする第三者割当増資（以下「本第三者割当増資①」といいます。）を通じて、オカザキホールディングスの普通株式800株を取得し、

(ii) 払込期日を2026年12月（予定）とする第三者割当増資を通じて、オカザキホールディングスの普通株式800株を取得することに変更いたしました。

なお、株式譲受及び本第三者割当増資①引受けによって、オカザキホールディングスは当社の持分法適用関連会社となりました。

③　当社は、2025年11月20日開催の取締役会において、2026年２月28日を効力発生日として、2025年９月30日現在の当社の資本金の額184,466,117円を174,466,117円減少して10,000,000円とし、また、資本準備金の額184,466,116円を174,466,116円減少して10,000,000円とする（なお、当社が発行している新株予約権が、当該効力発生日までに行使された場合、当該新株予約権の行使に伴う新株発行により増加する資本金の額及び資本準備金の額と同額分をそれぞれ合わせて減少し、それらの減少額全額をその他資本剰余金に振り替える）こと、及びその他資本剰余金480,221,643円を繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当することについて本総会に付議することを決議いたしました。

なお、本件は、本定時株主総会において承認されることを条件としておりましたが、本定時株主総会で承認可決されました。

④　当社は、2026年７月30日開催の取締役会において、2026年９月30日を効力発生日として、2026年６月30日現在の当社の資本金の額164,337,500円を154,337,500円減少して10,000,000円とし、また、資本準備金の額164,337,500円を154,337,500円減少して10,000,000円とする（なお、当社が発行している新株予約権が、当該効力発生日までに行使された場合、当該新株予約権の行使に伴う新株発行により増加する資本金の額及び資本準備金の額と同額分をそれぞれ合わせて減少し、それらの減少額全額をその他資本剰余金に振り替える）ことについて本臨時株主総会に付議することを決議いたしました。

第２号議案　　定款一部変更（商号及び事業目的の変更）の件

１．提案の理由

当社は、第１号議案「吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、持株会社体制へ移行する予定であります。これに伴い、当社の商号を「株式会社オルトプラスホールディングス」に変更するとともに、その事業目的に持株会社としての経営管理等を追加するべく変更するものであります。なお、現行定款第１条（商号）及び第２条（目的）に係る定款変更は、第１号議案「吸収分割契約承認の件」が原案どおり承認可決されること及び本吸収分割の効力発生を条件として、本吸収分割の効力発生日（2026年10月１日）に変更の効力が発生するものとし、また、あわせてその旨の附則を設けるものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
第１条（商号） 当会社は、株式会社オルトプラスと称し、英文では、ＡｌｔＰｌｕｓＩｎｃ．と表示する。	第１条（商号） 当会社は、株式会社オルトプラスホールディングスと称し、英文では、AltPlus Holdings Inc.と表示する。
第２条（目的） 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1．～4．（条文省略） 5．電子商取引及び電子決済システムの企画、開発、販売、賃貸、運用 6．マーケティングリサーチ及び広告宣伝に関する業務 7．出版及び電子出版に関する業務	第２条（目的） 当会社は、次の事業を営む会社その他の事業体（外国会社を含む。）の株式又は持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配及び管理することを目的とする。 1．～4．（現行どおり） 5．電子商取引、通信販売及び決済代行に関する業務並びにこれらに係るシステムの企画、開発、販売、賃貸及び運用 6．市場調査、広告代理、広告宣伝、販売促進、広報及び広告媒体の企画、制作、販売、仲介に関する業務 7．出版、電子出版及び印刷に関する業務

現　行　定　款	変　更　案
8. 知的財産権（著作権・商標権等）の実施、使用許諾、媒介、維持及び管理	8. 知的財産権（著作権、著作隣接権、商標権、意匠権、特許権、ノウハウその他一切の知的財産権）の取得、保有、運用、実施、使用許諾、譲渡、媒介、維持及び管理
9. 投資運用業等の金融商品取引業	9. 金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業及び第二種金融商品取引業
10. ～13.（条文省略）	10. ～13.（現行どおり）
14. 子会社及び関係会社に対する経営管理及び経営指導	14. 子会社その他の関係会社に対する経営管理、経営指導及び業務支援
15. ～17.（条文省略）	15. ～17.（現行どおり）
（新設）	18. 貸金業
（新設）	19. 個別信用購入あっせん業及びクレジットカード業務
（新設）	20. 投資事業有限責任組合その他の組合の組成、運用、管理及び持分の販売に関する業務
（新設）	21. 金融機関に対する顧客の紹介及び斡旋に関する業務
（新設）	22. 企業の合併、買収、資本提携、事業譲渡等に関する仲介、斡旋及びコンサルティング業務
（新設）	23. 有価証券、不動産、信託受益権その他の金融資産に対する投資及び運用
（新設）	24. 商取引上発生した未収債権その他の債権の代行回収及び金銭債権の買取りに関する業務
（新設）	25. コンサート、イベント、興行、スポーツ、演劇、映画その他各種催事の企画、制作、運営及びチケットの販売

現　行　定　款	変　更　案
（新設）	26. 芸能人、アーティスト、声優、文化人、スポーツ選手、インフルエンサーその他の人材の発掘、育成、マネジメント、キャスティング及び紹介
（新設）	27. 教育、研修、セミナー、シンポジウム等の企画、制作、運営及び提供並びに講師の派遣
（新設）	28. クラウドファンディングに関する業務
（新設）	29. アミューズメント施設、研修施設、貸ホール、駐車場その他各種施設の企画、経営、運営及び管理
（新設）	30. 屋外広告物、展示、室内装飾その他各種建設工事の調査、企画、設計、施工、監理及びコンサルティング
（新設）	31. 地域開発及びまちづくりに関する企画、調査、設計、実施及びコンサルティング
（新設）	32. 警備業法に基づく警備業
18. 前各号に関する業務のコンサルティング、受託及び代理	33. 前各号に関する業務のコンサルティング、受託及び代理
19. 前各号に付帯関連する一切の業務	34. 前各号に付帯関連する一切の業務
第３条～第45条（条文省略）	第３条～第45条（現行どおり）
附則 第１条（条文省略）	附則 第１条（現行どおり）
（新設）	第２条（商号及び目的に関する経過措置） 第１条（商号）及び第２条（目的）の変更は、2026年９月25日開催予定の臨時株主総会に付議される吸収分割契約承認の件が原案どおり承認可決され、当該吸収分割の効力が発生することを条件として、当該吸収分割の効力発生日である2026年10月１日に効力が生じるものとし、本附則は、その効力発生日経過後にこれを削除する。

第３号議案　　定款一部変更（発行可能株式総数の変更）の件

１．提案の理由

今後の資本政策における柔軟性及び機動性を確保するために、現行定款第5条（発行可能株式総数）について、発行可能株式総数を現行の301,420,932株から359,000,000株に変更するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
第５条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は301,420,932株とする。	第５条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は359,000,000株とする。

第４号議案　　資本金及び資本準備金の額の減少の件

資本金及び資本準備金の額を以下のとおり減少いたしたいと存じます。

１．資本金及び資本準備金の額の減少の目的

当社は、今後の資本政策上の機動性及び柔軟性を確保することを目的として、会社法第447条第１項及び会社法第448条第１項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の一部を減少させ、減少する資本金及び資本準備金の全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

なお、本議案は、貸借対照表の純資産の部における勘定科目間の振替処理であることから、当社の純資産額に変更はございません。また払戻しを行わない無償減資であり、発行済株式総数の変更はありませんので、株主の皆さまの所有株式数や１株当たり純資産額に影響が生じることはございません。

２．資本金の額の減少の内容

（１）減少する資本金の額

資本金の額164,337,500円を、154,337,500円減少して10,000,000円とし、減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えます。ただし、当社が発行している新株予約権が減資の効力発生日までの期間に行使された場合には、当該新株予約権の行使に伴う新株発行により増加する資本金と同額分を合わせて減少することにより、最終的な資本金の額を10,000,000円といたします。

（２）資本金の額の減少が効力を生じる日

2026年９月30日

3．資本準備金の額の減少の内容

（１）減少する資本準備金の額

資本準備金の額164,337,500円を、154,337,500円を減少して10,000,000円とし、減少する資本準備金の全額を、その他資本剰余金に振り替えます。ただし、当社が発行している新株予約権が減資の効力発生日までの期間に行使された場合には、当該新株予約権の行使に伴う新株発行により増加する資本準備金と同額分を合わせて減少することにより、最終的な資本準備金の額を10,000,000円といたします。

（２）資本準備金の額の減少が効力を生じる日

2026年９月30日

以　上

株主総会会場ご案内図

会　場

東京都豊島区南池袋二丁目
41番19号
アン令和ビル
リロの会議室池袋９Fホール

※会場が前回の定時株主総会と異なっておりますので、お間違いのないようにご注意ください。



交通のご案内

■東京メトロ
有楽町線東池袋駅３番出口より徒歩１分
■JR線
池袋駅東口（中央口)地下鉄43出口より徒歩10分
■都電
東池袋四丁目より徒歩２分

VEGETABLE OIL INK

UD FONT
見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。